

中核市への移行を目指します

笑顔が広がるまち
寝屋川へ



へ府に中核市移行に向けた協力を要請

7月27日に北川市長が、植田大阪府副知事に中核市移行への協力要請を行いました。

市長からは、「平成31年4月の中核市移行に向けて円滑に取り組みが進むよう、府の協

力をお願いしたい」と伝え、副知事から、「大阪府として積極的に最大限の支援をしていく」との発言を頂きました。今後、府と協議・

連携しながら、中核市への移行に向けた取り組みを進めます。市は、平成13年に特

例市となり、府からの事務移譲の受け入れに積極的に取り組むなど、特色あるまちづくりを推進してきました。

中核市に移行することによって、福祉・保健・環境・教育分野などの多くの事務が、府から



かな行政サービスの提供と、独自のまちづくりをより一層推進することができま

図 中核市調査課

◆中核市移行における効果◆

①市民福祉の向上

府が行っていた事務を市が行うことで、手続きの迅速化や、きめ細かな市民サービスの提供が可能となります。

②特色あるまちづくりの推進

市の実情に応じた行政サービスを進め、特色あるまちづくりを推進することができます。

③行政の透明性の向上

包括外部監査の導入による行政への監査機能が強化されます。

④市のイメージアップ

政令指定都市に次ぐ権能を有する都市として、都市格の向上などによるイメージアップを図ります。

これまでの主な動きと今後の予定

平成28年

- 6月15日 ○市議会定例会で中核市移行を表明
- 28日 ○市議会が中核市移行調査特別委員会を設置
- 7月1日 ○中核市調査課を設置
- 27日 ○府に中核市移行への協力要請

29年

○市議会に中核市指定の申出に関する議案を提出

30年

○府での手続き・国での手続き・政令公布

31年

○中核市へ移行

現在の都市制度のイメージ

府の担当する事務	警察の設置など	府の事務の約6割	約8〜9割	
	児童相談所の設置 国道・府道の管理など			
	保健所の設置 産業廃棄物に関する事務など			
	環境に関する事務など			
	一般市	施行時特例市	中核市	政令指定都市

中核市制度とは
人口規模や行政能力に応じた都市の事務権限を強化し、市民への行政サービスを向上するための都市制度です。